

山梨県地域医療支援センター規程（案）

制定 平成25年5月29日

改正 平成27年2月25日

平成28年5月25日

平成31年3月〇〇日

（趣旨）

第1条 この規程は、山梨県地域医療支援センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定める。

（目的）

第2条 センターは、山梨県知事からの委託に基づき、医師のキャリア形成支援と医師の地域偏在の解消及び定着促進を図ることを目的とする。

（業務）

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 医師確保対策の推進に関すること。
- (2) 地域医療関係者との意見調整に関すること。
- (3) 地域医療支援の情報発信に関すること。
- (4) 地域医療に関する調査及び分析に関すること。
- (5) 医師不足医療機関への配置調整に関すること。
- (6) 地域医療に従事する医師へのキャリア形成支援に関すること。
- (7) 地域医療に従事する医師の相談窓口に関すること。
- (8) 地域枠医学生への支援に関すること。
- (9) 研修医の技術向上支援に関すること。
- (10) 専門医研修に関すること。
- (11) キャリア形成プログラムに関すること
- (12) その他必要な事業推進に関すること。

（組織）

第4条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長（山梨大学）
- (3) 副センター長（山梨県）
- (4) センター専任医師
- (5) その他センター長が必要と認める者

(センター長)

第5条 センター長は、山梨大学医学部附属病院（以下「本院」という。）の副病院長（地域医療担当）をもって充てる。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

(副センター長 (山梨大学))

第6条 副センター長（本院）は、センター長が指名する医学部を担当する大学院総合研究部医学域専任の教員又は本院専任の教員をもって充て、病院長が委嘱する。

2 副センター長（本院）は、センター長の職務を補佐する。

(副センター長 (山梨県))

第7条 副センター長（山梨県）は、山梨県福祉保健部医務課長をもって充てる。

(センターの運営)

第8条 センターの運営に関する重要事項は、山梨県地域医療対策協議会において審議する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、センターについて必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年5月29日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年2月25日から施行し、平成26年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年5月25日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成31年〇月〇日から施行、適用する。